第２回　日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会
議事要旨

■　日時：令和７年２月５日(水)10：00～12：10

■　場所：経済産業省別館 238 各省庁共用会議室・オンライン併用開催（Teams）

■　出席委員等

〇委員：吉村 政穂座長、新井 努委員、池上 彰朗委員、太田 洋委員、岡村 忠生委員、久保 輝幸委員、白土 晴久委員、曽我部 彩委員、竹中 英道委員、林 博之委員、判治 禎之委員、梁 文馨委員、渡辺 徹也委員

〇オブザーバー：一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人日本貿易会、財務省主税局参事官室、国税庁調査査察部調査課、金融庁総合政策局総合政策課、経済産業省経済産業政策局企業行動課

〇事務局：経済産業省経済産業政策局投資促進課

■　議題：

１．開会

２．事務局資料説明

３．全体討議

４．閉会

■　議事概要：

各論点に対し、委員より以下のような意見があった。

<u>論点①CFC 税制の目的及び役割について</u>

- BEPS 行動計画３においては、CFC 税制の機能として、外国から外国への利益移転が行われるパターンについても防止することが考えられるとの言及があるが、ベストプラクティスとしての記載であったので、日本の CFC 税制の対象を日本の課税ベースの浸食防止とすることは許容されるものと考えられる。他方で、グローバル・ミニマム課税は、外国で課税されていないものへ別の国が課税する形で導入されるところ、日本の CFC 税制の役割や目的を考えるにあたっては、グローバル・ミニマム課税との関係も考える必要がある。
- 執行上の便宜や予測可能性の担保の観点から一定程度の制度上の割り切りは仕方が無い部分があり、「全ての所得」について日本の課税ベースを浸食しているか否かにより見直しを行うことは難しいかもしれないが、日本の課税ベースの浸食防止が CFC 税制の捕捉すべき所得であるという大きな考え方を示したうえで、海外 M&A により取得した外国関係会社に買収前から留保されている利益のような、明らかに日本の課税ベースを浸食していないものについては、少なくとも優先的に取扱いを見直すべき。

- CFC 税制は、平成 21 年度税制改正で外国子会社配当益金不算入制度が導入されるまでは、海外での留保所得に対処する制度であったが、改正後は、いわゆる海外支店と同じような形で、外国子会社で所得が発生した段階で合算する制度に変化したと理解している。そして、合算所得の計算においては、もしその外国子会社が日本の会社だった場合、日本の税法が適用される場合にはどうなるかという視点で非課税所得か否かを判断している以上、日本の課税ベースを浸食しているか否かの観点から、全ての所得についての取扱いを見直すことは困難と考えられる。海外 M&A 後の局面等、明らかに日本の課税ベースを浸食していないケースに限定して見直すべきではないか。
- 海外 M&A により取得した外国関係会社に買収前から留保されている利益だけでなく、買収後に稼得した利益についても、買収前から現地で遂行され、買収後もそのまま継続されているビジネスに関するものであれば、日本の課税ベースを浸食していないと言える可能性があるのではないか。また、米国の GILTI や Subpart F 等、他国の CFC 課税と日本の CFC 課税の二重課税が生じるケースについて、不合理であると考えている。

論点②過剰課税の解消に係る見直し

- 過剰課税の解消の見直しと事務負担軽減のための見直しは相互に影響し合うあうものである。特に経済活動基準の見直し及びペーパーカンパニーに関する取扱いの見直しを行うことで、対象会社数が減少し、過剰課税の解消及び事務負担軽減が実現する上、PMI 特例等の見直し及び清算中の外国関係会社に関する取扱いの見直しが問題となるケースが減少する形で解決に向かう側面があるため、特に重要と考えられる。
- 全ての納税者に対して過剰課税の解消に係る見直しに対処することで、現行制度に比して租税回避リスクが高まることが懸念される場合には、グローバル・ミニマム課税対象企業や内部統制が確立されている会社に限定した見直しを検討することも考えられる。

論点②－１　PMI 特例等の見直し

- M&A を実施してからシナジー効果を出すまでに相当な期間を要するケースがあり、ペーパーカンパニー等を整理するためにも時間がかかる。よって PMI 特例の期間要件は延長又は廃止するべき。
- 期中に海外 M&A で新たな事業を取得した場合、被買収会社の通年の所得が合算対象となり、事業取得前の所得が合算対象となることが課題。
- M&A で買収した会社以外でも、例えば、経営上のニーズから、販売会社の統括会社機能を合理的な理由で移転する等の検討を行うことがある。その際、再編に伴い生じる株式譲渡益などのうち、それまで外国での実態のあるビジネスにより稼得した利益にかかる部分については、合算課税の対象外とするべきではないか。

- 現行のPMI特例は活用が難しく利用実績がほとんどないという事実に鑑み、今後実施するM&Aに関する措置のみならず、過年度に実施された、企業グループに取り込んだ子会社群を対象としたグループ内再編に関しても一定の救済措置が必要ではないか。
- 海外M&Aにより取得した外国関係会社における株式譲渡益から、譲渡対象法人の買収日時点における会計上の利益剰余金の額を控除する案について、株式譲渡価額はフェア・マーケット・バリューであり、例えば、将来のキャッシュフローをDCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）で割り引く、同業他社グループの乗数（マルチプル）を適用する等により算定される。また、買収時には通常、プレミアムを付すことが考えられる。これらを考慮すると、会計上の利益剰余金を単に差し引くだけでは過剰課税は十分に解消しない。
- 明らかに日本の課税ベースを浸食していないものを合算対象から除く観点からは、海外M&A後に徐々にインテグレーションが進み、買収前からの留保所得と、買収後に稼得した所得の切り分けが困難になっていくことを考慮して、例えば期間で割り切って合算対象外とすることも一案である。海外でも買収初年度にCFC課税が猶予される例がある。
- 買収前に留保されていた利益に課税されることが一因となり海外M&Aを断念するケースも存在。買収前に留保されていた利益は明らかに日本の課税ベースを浸食していないことに加えて、M&Aが断念されることにより将来の日本の課税所得を喪失している可能性もあり、CFC税制によって海外M&Aが阻害されていることは非常に問題。PMI特例の各要件を見直すのではなく、買収前から留保されていた利益は、株式譲渡益に限らず事業譲渡により生じた所得等も含め包括的に合算対象外とする形で見直すべき。国内では適格組織再編において繰越欠損金や含み損の利用を制限する措置が講じられているが、CFC税制においては、買収後一定期間内に顕在化した含み益を合算対象外とすることが考えられるのではないか。なお、含み益を合算対象外とするのであれば、含み損も考慮すべきである。
- 組織再編税制においては、移転資産に対する支配の継続により適格性が認められるので、一定の現物分配（100%外国子会社を現物分配法人、内国法人を被現物分配法人とする現物分配）にも適格性を認めてよいのではないか。日本親会社で受け入れる株式（現物分配資産）の簿価については、為替の影響等を考慮する必要はあるが、100%外国子会社で付されていた簿価を用いることで、支配の継続についての整合が取れるのではないか。
- クロスボーダーの現物分配に関する取扱いが見直されれば企業にとっては有難いが、CFC税制では現地法令上、課税の繰り延べ措置等、恒久的な非課税措置とはなっていないことを以って非課税所得に該当しないという取扱いになると思われるところ、現物分配法人の現地法令上の取扱いの確認も必要ではないか。

論点②－２　清算中の外国関係会社に関する取扱いの見直し

- 債務免除を行うことでCFC課税が発生しないよう、追加出資をすることで対応している。CFC税制のために本来必要のない対応が生じておりコストになっている。

- 債務免除益のみならず、例えば、土地・建物等の資産売却益等も除外すべき。事業年度中の金額が全部合算なのか部分合算なのかのような細かい定義付けも検討すべき。
- CFC 税制に限らず、実質的に全部又は一部が貸倒れに近い状態にある債権についての債務免除益課税の範囲が広すぎることが問題であるが、現行制度を前提として CFC 税制に限って見直すのであれば第２回研究会における事務局資料案の方向性は合理的。
- 清算中の外国関係会社の取り扱いについて、租税回避防止の観点から一定の要件を付す際には、グローバル・ミニマム課税で認められている特例を参考にして措置するのも一案である。
- 残余財産がないと見込まれる清算中の会社に生じた債務免除益を合算対象となる所得等から除外する案が挙げられているが、CFC 税制は単年度での判定であるため、年度によって、租税負担割合の閾値を超える・超えない、合算対象に該当する・しないが混在する。このため、必ずしも債務免除益に充てられる欠損があるケースばかりではないことも考慮すべき。

<u>論点②－３　経済活動基準等の見直し</u>

- 現地の販売会社は少人数で対応し、現地親会社が横断的に事業計画を策定する等、海外グループの中で、グループの管理状況に応じて、それぞれの機能を配分するケースが存在。また、①小さい規模の会社では、原則リモートで勤務し、必要に応じてレンタルオフィスを活用して事業を行う、②現地法令上、その国で販売するために会社が必要であるため設立するものの、リモートで販売を行うケースも存在している。現行の経済活動基準は、単純な形式基準だけで判定されてしまい、実際のビジネスモデルや経営環境等の時代の変化に対応できていない。
- 事業戦略の一貫性や、事業セグメントトータルでのリターン最大化等の観点から、事業計画などについて本社が横断的に大きな戦略を示すことが一般化している中で、現行の経済活動基準ではあらゆるケースにおいて個々の会社で体制を整えておく必要があり、あまりにも企業グループ経営上非効率である。
- CFC 税制ではないが、諸外国では税務上の実体基準をエンティティベースではなく、グループ全体のオペレーションで評価する例も存在。また、グローバル・ミニマム課税では、例えば国際海運業所得の除外において、船舶等に係るストラテジック・マネジメント等を国ごとに判断する。国際的な税制の流れとしてもグループ全体の実態で評価することには合理性があるのではないか。
- 管理支配基準について、法令上、その事業の管理、支配及び運営を「自ら」行っていることと定められている部分を、グループでの管理支配が含まれるような形に変更することで一定の対処ができるのではないか。一方で、租税回避に濫用されないように執行上の合理的な線引きが必要となるため、例えばサブ連結グループで管理されており、J-SOX（内部統

制報告制度）において監査法人等により認められている場合等の分かりやすい形式基準が必要と考えられる。

- 管理支配基準において、その事業の管理、支配及び運営を「自ら」行うこととされている点が非常に厳しい。通達上は、協議であれば良いが、親会社から指示・命令を行うと管理支配基準を満たすことができなくなるところ、CFC 税制が創設された昭和 53 年と比較すると親会社による子会社のガバナンス強化が謳われている現代において、子会社に対して指示・命令が出来ないとすれば、税制により企業の活動が阻害されることになる。Plan・Do・See の全てを「自ら」行うことまで求めるのではなく、プランニングは親会社であったとしても、day-to-day オペレーションを現地で行っていれば良いとすればやり易くなる。
- ペーパーカンパニーの考え方自体は、CFC 税制が留保所得を対象に課税していた当初に形成されたものである。しかし、現在は留保所得に課税する制度では無くなっているため、ペーパーカンパニーの考え方についても見直す必要がある。現地で実態のある事業活動を複数の法人格のある法人によって営んでいるのであれば、一体としての管理支配を考えていくべきである。
- 非関連者基準について、年度によっては関連者との取引が 50%以上となり、物流統括会社特例を考慮しても充足できないことがある。実態のある会社が、ある年は合算、ある年は非合算となるのは不合理なので何かしらの措置が必要。

<u>**論点②‐４　ペーパーカンパニーに関する取扱いの見直し**</u>

- 第１回研究会の日本貿易会プレゼンテーションでも説明があった通り、電力事業や不動産事業等、事業用資産の保有を前提とする事業では、投下資本の回転が重要であり、事業用資産の売却を容易にする等の観点で、実体のある現地統括会社の下に、事業用資産毎に、資産保有 SPC と中間 SPC を設立するケースが多い。このため、事業用資産の増加にともない CFC 税制の対象会社が増加する。中間 SPC がペーパーカンパニー特例の適用要件を充足しないケースでは、中間 SPC における資産保有 SPC 株式の売却益に対する合算課税を回避するために、現地統括会社へ、資産保有 SPC の保有する事業用資産を移転してから事業用資産を売却する必要があり、大きな手間が生じている。
- ペーパーカンパニー及びキャッシュボックスについて、論点②‐３と同様に、現地で経営が完結している場合には管理支配の実態を認めるべきではないか。実際に事業を行っている SPC とグループ単位で経営を担う管理支配会社の間に中間 SPC を設立するケースでは、中間 SPC のみが合算対象となり、不合理な状況となっている。一般に中間 SPC が租税回避に用いられやすいことが問題となるのであれば、例えば有効な内部統制や税務に関するコーポレートガバナンスが確立されていることが確認できる企業に限定する、中間 SPC の上

下の階層の外国関係会社の事業に関連するキャピタルゲインについては適用除外にする等の絞り込みを行うことも考え得るのではないか。

- ペーパーカンパニー特例を拡充する見直し案については、今後もビジネスモデルの変遷に伴って新たな特例の創設が必要となる可能性があり、納税者側も立法側も手間がかかるため次善策である。
- 認定制度の創設は、CFC 税制において租税回避目的が無いことについて認定を得る機会が与えられるのであれば、企業にとって良い案と考えられる。同じく租税回避防止を目的とした子会社株式簿価減額特例も含め、認定制度創設を検討すべきである。
- ペーパーカンパニーに対する過剰課税の問題は、管理支配基準の見直しに対処することである程度カバーできると考えられるためこれらの論点は連続性を持った形で議論すべき。これらの見直しをすることで、現地進出/撤退時における取扱いについて問題となるケースを減らすことができると考えられる。

論点③事務負担軽減のための見直しについて

論点③－１　適用免除税率の引下げ

- 適用免除税率は、我が国の事情のみならず、例えば、重要な貿易相手国で大幅な税率の引下げがあった場合等の他国の事情も考慮する必要がある。

論点③－２　会計ベースの ETR 等を用いた適用免除税率の判定

- 案 A）～C）について、グローバル・ミニマム課税で求められている計算を CFC 税制において活用し事務負担軽減を図る観点からは、本則計算まで実施していれば案 C）本則計算の ETR、セーフハーバーが適用されていれば案 B）簡易 ETR を用いるべきと考えられる。
- 案 A）外国子会社の財務諸表数値に基づく実効税率による場合、制度上必要とされていない計算を別途行う必要が生じてしまう。また、税務と会計の差異が問題となることが懸念され、監査済の子会社財務諸表に限定するとしても、外国子会社単体では監査を受けていないケースや監査を受けていたとしても現地での監査完了が相当遅くなるケースが想定されるため、案 A）を活用できるケースは限られるのではないか。
- 案 B）簡易 ETR は、グローバル・ミニマム課税への対応状況からするとバランスの取れた案であるが、外国子会社の会計処理、特に税効果の認識の有無により数値が変動しやすく、また、経過措置として認められた簡易 ETR を用いることの妥当性も問題となると考えられる。今後公表される恒久的セーフハーバーも考慮すべきである。
- 案 C）本則計算の ETR については、国際的に認められた ETR を用いる点で合理性があると考えられるが、実際には CbCR セーフハーバーにより本則計算を行う外国子会社は限られることから実務負荷の軽減にならない可能性や、CFC 税額のプッシュダウンの問題等もありタイミング的に難しい可能性が懸念される。CFC 税制に ETR を用いるために、ETR の計算を

グローバル・ミニマム課税の申告期限よりも前に行う必要が生じる場合には、事務負担軽減効果が損なわれる。

- 現行の租税負担割合の計算である程度実務が回せている会社もあること、CFC 税制とグローバル・ミニマム課税とで対象となるグループ会社の範囲が異なるため、新たな計算方法を取り入れる場合には、周知や教育が必要となることに鑑み、案 A）～C）のいずれによるとしても、現行の租税負担割合の計算を原則としつつ、特例的に申請した会社については、一定期間の継続適用を前提とした選択制とすることが望ましい。また、例えば株式譲渡益や配当について、租税負担割合に近づけるための一定の調整が必要か否か、また必要な場合において金額の閾値を設けるか否か等が業務負荷にも影響を及ぼすことから詳細検討が必要である。
- 制度上はグローバル・ミニマム課税対象企業以外についても、ETR の選択適用を認めることで、納税者間の公平性は保たれるのではないか。
- グローバル・ミニマム課税対象企業について別のルールを入れることについて、もし CFC 税制を他国の課税ベースの浸食に対処する制度とするのであれば、米国が米国企業をターゲットとしている海外の税制上の措置を洗い出して対処しようとしていることも視野に入れて、理論的な整理をよく考えておく必要がある。
- グローバル・ミニマム課税と CFC 税制の両方に対応することは非常に重い事務負担であるため、グローバル・ミニマム課税対象外企業との公平性を確保する観点から、グローバル・ミニマム課税対象企業については CFC 税制への ETR の活用を認める、という整理ができるのではないか。

以上